

1925年1月4日勅令第63号

——イタリア保険法典（4）——

岡 田 豊 基

はじめに

イタリアの現行保険業法は、1995年3月17日政令第174号（生命保険⁽¹⁾）および同政令第175号（損害保険⁽²⁾）である。これらは旧保険業法である1986年10月22日法律第742号および1978年6月10日法律第295号を廃止し、それらに取って代わった。⁽³⁾しかしながら、同時に、1925年1月4日勅令第63号（私保険業に関する1923年4月29日暫定措置令第966号の施行規則の承認）（以下、25年勅令とする）の規定の一部を適用する旨の条文（例：1995年政令174号50条3項）を定めている。このことから以下のことが読みとれよう。すなわち、イタリアの保険監督関連法令（以下、法令とする）では、新規法令が旧法令の廃止または削除を明示しない限り、旧法令は存続し続ける。そして、新規法令が適用を明示している旧法令は新規法令とともに保険企業の事業に適用されると同時に、適用が明示されていない法令の規定も、場合に応じて、保険企業の事業に対して準用または類推適用される可能性がある、ということである。したがって、イタリアの法令を検討する場合には、廃止されていない限り、旧法令をもその視野に入れなければならない、と解されよう。

筆者は25年勅令をすでに翻訳しているが、⁽⁵⁾その後、1995年の保険業法改正に先だって全国保険公社（Istituto Nazionale delle Assicurazioni

: INA) が1992年12月23日政令第515号に基づき株式会社化され、同時に、全国保険公社 (INA) に対する強制拠出制度が廃止されるなど、25年勅令の内容が変わっている⁽⁶⁾ので、本稿で再度翻訳を試みることにした⁽⁷⁾。

なお、25年勅令の条文の中ですでに削除された条文も比較法研究には重要であると思われるので、捕捉できる限りの条文を翻訳した。

- (1) 拙訳「1995年3月17日政令第174号—イタリア保険法典(1)」神戸学院法学26巻3号1頁を参照。
- (2) 拙訳「1995年3月17日政令第175号—イタリア保険法典(2)」神戸学院法学26巻4号29頁を参照。
- (3) 拙訳・イタリア保険業法(1992年現在)1頁～49頁((財)生命保険文化研究所・平成5年7月)を参照。
- (4) 拙訳・前掲書50頁～99頁を参照。
- (5) 拙訳・前掲書144頁～184頁を参照。
- (6) 拙稿「イタリア法における保険契約の包括移転」神戸学院法学23巻4号19頁以下を参照。
- (7) 25年勅令の制定の背景に関しては、拙稿「イタリア1942年民法制定前の生命保険事業規制—INA設立の経緯と背景—」現代保険学の展開392頁以下(千倉書房・平成2年12月)を参照。

1925年1月4日勅令第63号

(私保険業に関する1923年4月29日暫定措置令
第966号の施行のための規則の承認)

Regio Decreto 4 gennaio 1925, n.63 (Approvazione del regolamento per l'esecuzione del regio decreto-legge 29 aprile 1923, n.966 concernente l'esercizio delle assicurazione private.)
(in *G.U.* 12 febbraio 1925, n.35)

第1章 人の生命の存続に関する保険

第1節 全国保険公社 (INA) に関する特別規定

第1条 全国保険公社 (Istituto Nazionale delle Assicurazioni : INA) は国の機関であり、このことはすべての法的効果について考慮されなければならない。ただし、本規則の後掲条項に《暫定措置令》の名称で明示されている1923年4月29日暫定措置令第966号 (※現在は1959年2月13日共和国大統領令第449号 (私保険業に関する法律の統一法典の承認)。以下、統一法典とする。※印は筆者挿入の意味) に定められる特別規定および特例については、この限りではない。

全国保険公社 (INA) は王国国事弁護院に代表され、弁護される。

第2条 全国保険公社 (INA) の定款は、國務院の意見に基づいて内国経済大臣の発議する勅令で承認される。定款は、暫定措置令および本規則に定められていない限りにおいて、理事会、常任委員会、監査役会、総局、職員、責任、職員の兼任不能および社会保障、代理店、数理的準備金、普通準備金および担保準備金、全国保険公社 (INA) の組織および職能に関する規定を含む。

第3条 何らかの理由で全国保険公社（INA）の理事会を脱退することになった同理事会の構成員は、職務の中断の日から2カ月以内に交代する。

第4条 監査役会の開催にあたり、会計院長および財務大臣（※現在は国庫大臣）が暫定措置令第12条（※現在は統一法典第12条）に基づき、毎年11月末日までに、翌年の委員および2名の職員を内国経済大臣（※現在は商工大臣）に対して指名する。職員のうち1名は監査役代理となる。

内国経済大臣は11月末日までに、翌年の監査役会の開催に関する命令を発する。

監査役の具体的な職務は、同一人が連続して3年を超えて行われぬ。ただし、中断から3年が経過した後には、同一人が引き受けることができる。

正監査役が職務の執行に支障をきたした場合には、各業務の監査役代理が代行する。

第5条 監査役会は以下の義務を負う。

- 1) 全国保険公社（INA）の帳簿を3カ月ごとに監査すること。
- 2) 前の検査から3カ月以内に、抜き打ちの会計検査を頻繁に行うこと。
- 3) 1カ月ごとに、全国保険公社（INA）の帳簿の記載に基づいて、同公社において質権、担保、または特別に預託されている証券および株式が存在していることを調査すること。
- 4) 年次貸借対照表を再検査し、内国経済大臣に対して国会で報告される適切な報告書を提出すること。
- 5) 後掲第13条の検証を行うこと。
- 6) 法律、規則および定款の規定が理事により遵守されているか否

かを監視すること。

監査役は理事会の会議に出席することができ、適切と判断する事項を同会議の議事日程に上程することができる。

第6条 専門の営業担当者および事務所の他に、以下の者は全国保険公社（INA）に対して契約を媒介することができる。

a) 通信大臣（※現在は郵便電信大臣）令で指名された範疇の郵便局の担当者。

b) 公証人、コムーネの事務員および職員、ならびに全国保険公社（INA）の理事会で認められたその他の個人および法人。

全国保険公社（INA）の定款は、前項の者の営業行為の遂行、および同公社の主たる営業所と組織上の人的関係についても規定する。

本条の規定における全国保険公社（INA）に対する媒介業務は、前掲の職員により行われる仕事に関する通常の遂行に損害をもたらさないという条件による。

第7条 通信大臣の同意に基づき、内国経済大臣が指名した王国内および植民地内の郵便局、ならびに外国にあるイタリアの郵便局は、全国保険公社（INA）の計算で保険料を徴収し、保険金を支払うことができる。

この業務に関する規定は全国保険公社（INA）の理事会で定められ、國務院の意見に基づき、内国経済大臣および通信大臣が承認した規律により定められる。

第8条 国から俸給、賃金または年金を受領する者が、全国保険公社（INA）に支払う保険料は、支払委託に基づいて、俸給、賃金または年金を支払う官庁が行う天引きによって支払われる。

天引きは、その者が、現行規定に定められた収入の一部の全額の譲渡

に同意しない場合においてのみなされる。前掲の分担金の全額の譲渡権限が行使された場合には、天引きは終了する。

本条に定められた方法で支払われる保険料について、全国保険公社 (INA) は理事会の決定した限度内での減額を認めることができる。

第9条 全国保険公社 (INA) は、自己が支払う俸給および定額の給与に関する動産税を天引きし、それを国庫に直接支払う。

第10条 全国保険公社 (INA) は直接税の対象となる代理店に対して、動産税の対象となる自己の収入および負債、ならびに自己の代理店に直接支払う手数料および時宜に応じた報酬の額を通告する。その場合、手数料に関して通常または特別費用の概算を表示する。

第11条 1923年12月30日勅令第3281号で承認された保険に関する税法の統一法典に定められた保険税を適用するために、全国保険公社 (INA) は3カ月ごとの満期から1カ月以内に、それまでの3カ月間に入金された保険料の総額の報告書を、自己の帳簿に従ってローマ財務局に提出する。

報告書には、保険企業の保有契約の譲渡によって徴収された保険料も記載される。ただし、企業が引き受けた危険を譲渡するために全国保険公社 (INA) に支払った保険料の分担額は控除される。被保険者が企業に支払った保険料全額に対する税金を支払わなければならない企業については、この限りではない。

正当に日付がうたれ、署名された報告書が2部作成される。1部は、報告書に関して全国保険公社 (INA) が整備した税金の支払承認印を押した後、財務局から返却される。全国保険公社 (INA) は承認された清算結果に従って、貸借対照表の対応した条項に帰属すべき税金を国庫に直接支払う。

第12条 暫定措置令第13条第3号（※現在は統一法典第15条）に基づく証券の預託および質権の設定について、全国保険公社（INA）の行った担保貸付について、ならびに各保険契約に基づく被保険者に対する金銭消費貸借については、全国保険公社（INA）は過去6カ月に関する活動報告書を作成し、毎年、1月から6月の間に財務局へ提出する。

税金は、1907年12月31日法律第804号付表Cで修正された1898年4月7日法律第116号に基づき、活動報告書に従って支払われる。税金は報告書に記載された期日から10日以内に国庫に直接払い込まれる。ただし、援助に対する取立為替は、この限りではない。

第13条 監査役会は、すべての保険料が保険契約に関する税金に関して正しく申告されていること、全国保険公社（INA）が行った預託または質権設定に対する貸付、および被保険者に対する金銭消費貸借が、関連する税金に関して申告されていることを監査する。これらのことは国会へ提出される年次報告書の中に記載される。

第14条 国務院の意見に基づいて財務省と協議した上、内国経済省の布告する命令により、管理規定および暫定措置令第15条最後から2番目の項（※現在は統一法典第54条）の基金の割当が定められる。この基金は全国保険公社（INA）が管理する。

第2節 私企業の認可および組織

第15条 人の生命の存続に関する保険業を申請した内国企業および外国企業は、内国経済大臣令による免許を取得した後でなければ事業活動を開始することはできない。このために、以下の条項に従って、内国経済省へ申請書類を提出しなければならない。

第16条 内国企業は免許申請書類に以下の書類を添付しなければならない

ない。

- a) 設立趣意書および定款の公正謄本。
- b) 商法典（※現在は民法典）の規定に従って、設立証書および定款を株式会社の公報の中に掲載したことの証明。
- c) 暫定措置令第19条（※現在は統一法典第18条）に定められた期間内に、引き受けられた資本金の10分の5以上が払い込まれたことの証明、または保険相互会社の場合には、同条の設立基金が存在していることの証明。
- d) 200万リラ相当の現金もしくはイタリアの国債を、信託公庫もしくは発券銀行（※現在はイタリア銀行）へ預託した旨の証書、またはそのことを証明する受取証もしくは領収証の明示。国債は本規則第28条に定められる基準で評価される。
- e) 技術的基礎を裏付ける資料である保険料および数理的準備金の算定のために採用された死亡率表、疾病率表、および予定利率の明示。
- f) 純保険料、付加保険料および数理的準備金の算定に使用された保険計理方法の説明。
- g) 純保険料および営業保険料の料率。
- h) 各契約の普通保険約款。約款には、保険金額の減額および償還に関する規定も含まれる。

第17条 外国企業は認可申請書類に以下の書類を添付しなければならない。

- a) 以下の書類の法定形式の公正謄本。設立趣意書および定款。王国内において代理人を任命する旨の決議を証明する書類。この者は十分な委任権限を有し、裁判所および王国の全官庁に対して企業を代表し、王国内において保険契約を締結し、その他の書類に署名する。暫定措置令で定められた準備金の積立および拘束に必

1925年1月4日勅令第63号

要な活動を行なう権限が明白に承認されなければならない統括代理人の任命証書。

- b) 統括代理人のイタリア国籍と王国内の住所とを証明する書類。
- c) 株式会社の公報の中に、代理人が法律上任命された行為が記載されていることの証明書。
- d) 本店所在国の監督官庁が交付した以下の内容の法定形式の公正謄本。
 - 1) 引き受けられた資本金、および承認された最新の貸借対照表に関して残存する資本金の額。
 - 2) 企業が本店所在国内で10年間以上にわたり生命保険業を営んできたこと。
- e) 直近の3事業年度の貸借対照表。
- f) 前条d文、e文、f文、g文、およびh文の書類。

前掲a文およびd文の書類は、領事監督官および外務省により公正証書されなければならない。

普通保険約款および特別保険約款ならびにその他のすべての付則は、イタリア語で編集されなければならない。

内国経済大臣は企業の任命した統括代理人の交代を認可条件とする権限、およびいつにても交代を請求できる権限を有する。

第18条 内国企業および外国企業は第16条および第17条に定められる書類の他に、内国経済省が認可の際に要求するその他すべての書類または資料を作成しなければならない。

第19条 内国経済大臣は営業書類の合法性を承認し、技術的基礎、保険料率および保険証券の有効性を判断した場合には、内国企業および外国企業が保険業を営むことを認可する命令を下し、それを《官報》に掲載する。企業は、命令が掲載された日から事業を開始することができる。

る。

認可命令の中には、個々の企業に特有な規定を挿入することができる。

認可は、1923年12月30日勅令第3279号で承認された、政府の認可に関する税法の統一法典により規定された政府による認可税の対象となる。

認可の拒否は内国経済大臣が理由を明示した命令により布告されなければならない、それが最終的な措置となる。命令は書留郵便により申請企業に通知されなければならない。

第20条 前条の認可命令により、内国経済省は企業の作成した保険料率および保険約款を認可する。

保険料率および保険約款の修正は、内国経済大臣令で認可された後でなければ発効しない。

第21条 生命保険業の経営は、他の保険部門の経営と分離されなければならない。

イタリアの保有契約に属する保険契約は、内国企業および外国企業の王国内の代理人の主たる営業所において、特別帳簿を作成することにより正式な登録がなされ、運営され、記帳されなければならない。外国企業の代理人は、その活動に関する実質的な分析技術を維持しなければならない。

第22条 商法典または他の法律の定める法律帳簿の他に、生命保険業を営む内国企業および外国企業の代理人は、王国内の主たる営業所において以下の帳簿を備え置かなければならない。

- 1) 代理店にも配置する契約の登録簿。その中には、営業所および代理店で締結された契約が日付順に記載され、日付、および契約の申込および承諾に関する必要事項が記載される。
- 2) 保険事故の通知が到達した日付順に従って記載されている保険

事故目録。

- 3) 満期の到来した契約の登録簿。
- 4) 失効した契約の登録簿。
- 5) 解除された契約の登録簿。
- 6) 1923年12月30日勅令第3281号が承認した保険に関する税法の統一法典の定める保険料の登録簿。
- 7) 被保険者に配当される利益が各営業の終了時にまでに支払われない場合、各契約に帰属する利益額が記載されるすべての計算において、利益配当請求権を有する被保険者別の会計簿。

企業は一つの帳簿またはカード索引の中に、二つ以上の前掲の登録内容を集める権限を有する。ただし、前掲の全要素の正確かつ完全な蒐集を可能にするためだけに限られる。

内国経済省は前掲の簿記に関する規定を定め、その他の帳簿または登録簿の記入を企業に要求する権限を有する。

内国企業および外国企業の王国内の代理人の主たる営業所においては、この他に、保険申込書、発行された各保険証券の謄本、および行われた検診結果が保管されなければならない、さらに再保険契約、償還および利益配当の謄本ならびにすべての報告書が保管されなければならない。

第23条 創業費は以下の額を超えてはならない。

- a) 株式会社および協同組合については、資本金の4分の1。
- b) 保険相互会社については、暫定措置令第19条（※現在は統一法典第18条）の定める設立基金の4分の1。

この費用は10年以内に償還されなければならない。損益勘定から生ずる利益の額に基づき、利益配当前に、10年の期間の終了までに必要な年月に関する償還費用の率に等しい額が、毎年引き出されなければならない。

第24条 生命保険業を営んでいる株式会社の資本金、または保険相互会社の設立基金が3分の1に減額する場合、内国経済省は、資本金または基金が減額により1,000万リラを下回る場合には、資本金または基金の全部または一部を補充するように要請することができる。補充されない場合には、同省は自己の判断によって、新契約の引受を禁止するか、または企業を清算に付することができる。

外国の株式会社の資本金および保険相互会社の基金が3分の1に減額される場合には、同様の措置が講じられる。

第3節 私企業の準備金

第25条 イタリアの保有契約に含まれる人の生命の存続に関する保険業について引き受けられた義務の履行にあてられる準備金（数理的準備金）は、内国経済省が認可した保険企業の採用した死亡率表、疾病率表および予定利率に基づいて算定された額を下回ってはならない。

保険企業は、イタリアの保有契約に関して、前項の技術的基礎に基づいて算定された数理的準備金を確保するために必要な資産を王国内に保有し、保険契約がイタリアの保有契約となる被保険者のために拘束しなければならない。

第26条 前条の数理的準備金は、以下の種類の資産の一つまたは複数で構成されなければならない。

- 1) イタリア王国の発行または保証した証券。
- 2) 王国または植民地において不動産信用の営業を認可された企業の発行した債券。
- 3) 王国が保証し、譲渡または代位により企業が獲得した年金。
- 4) 王国または植民地に存在し、抵当権の設定されていない不動産。
- 5) 王国または植民地に存在する不動産上の第1抵当権により保証される抵当貸付で、正当に評価された不動産の価格の半分を超え

ない額。

- 6) 解約返戻金額を限度とする生命保険証書担保貸付。
- 7) 信託公庫、信用機関または普通貯蓄金庫もしくは郵便貯蓄金庫における準備金の5パーセントを限度とする現金預託。
- 8) イタリア銀行およびイタリア不動産信用協会の株式。
- 9) 財務大臣との協議の上で、内国経済省が認可したその他の投資方法。

数理的準備金の確保には以下のものが向けられる。

- a) 生命保険に関しては、1865年商法典に基づいて提供された担保。
- b) 商法第145条および1912年4月4日法律第305号第29条に定められた保証金。

数理的準備金は、再保険で譲渡された分担金を減額することなく構成されなければならない。ただし、全国保険公社（INA）および1921年11月24日暫定措置令第1737号および1922年10月17日暫定措置令第1442号に基づいて設立されたイタリア再保険協会へ譲渡された再保険は、この限りではない。

第27条 前条の証券は、本条第3項に定められたものを除き、預金貸付金庫または発行機関に預託されなければならない。預託証券またはその受領証には、保険契約がイタリアの保有契約を構成する被保険者のために拘束された旨が明示されなければならない。

預託証券は、内国経済省の認可によらない限り、いかなる場合においても換金されない。

当該証券を発行した企業が被保険者のために拘束された旨を明示している記名証券については、企業は本条第1項の預託義務を免除される。

前条3番の年金は、内国経済省に提出された企業の届出書類により拘束される。届出書類に添付された貸借対照表の中に、当該債権額に一致した額を記載する。内国経済省は届出を受理した場合には、当該企業の

指示に従って、またはこの指示がない場合には当該営業所の指示に従って、前掲第26条1番および2番の証券において再使用される当該年金に含まれる資本金の限度額の総額を預金貸付金庫に支払うよう命ずる。ただし、内国経済省への届出書類により拘束された資金が、数理的準備金を確保するのに充分であることを企業が証明した場合には、年金は企業に支払われることができる。

内国経済省は、基金または債券の自由資産の事前検査によって不動産上の抵当権を登記し、抵当貸付について民法第1994条（※現在は民法第2843条）に従い、貸付の担保としての抵当権の登記に付随して、拘束を記録するように命ずる。

現金預託は、前掲第26条7番に従い、預金貸付金庫、債権公庫、普通貯蓄金庫または郵便局のいずれかで行われなければならない。企業に返却される書類には、預託を立証するために、拘束の届出、および内国経済省の認可に従わない場合には返却されない債券が、預託公庫により登録されなければならない。

第28条 1865年商法典に基づいて提供された担保、現行商法第145条および1912年4月4日法律第305号第29条の預託を構成する前掲第26条1番および2番の証券は、各営業の終了時の証券相場で評価される。準備金の補完のために、またはすでに拘束されている他の資産と交換のために営業期間中に預託された証券は、その預託日の前日の証券相場に基づいて評価される。

前掲第26条8番の証券は、前項で定められた日の証券相場の5分の4の価格に基づいて評価される。

年金および抵当貸付は、通常、内国経済省の定めた利率に従って各営業の終了時の実勢価格に基づいて評価される。ただし、内国経済省は、特別な場合には、別の評価基準を定める権限を有する。

不動産は、通常、評価時の市場価格に基づいて評価される。直近の3

年間で企業の資産になった不動産については、購入または建設価格に基づいて評価される。内国経済省は、特別な場合には、別の評価基準を採用することができる。評価について争いが生じた場合には、企業の費用で適切な評価を行わせることができる。不動産は、貸借対照表の価格を超えた価格による準備金の確保には引き当てられない。

第29条 人の生命の存続に関する保険業を営む内国企業または外国企業は、貸借対照表に、各資産について前条の規定に従って定められた価格を示すことにより、準備金および担保の確保に拘束される資産の一覧表を添付しなければならない。

第30条 各営業の終了時に、数理的準備金の額が確定されなければならない。準備金の確保に引き当てられた資産の評価額が検査されなければならない。

企業は貸借対照表の承認から1カ月以内に、数理的準備金との対比から生ずる不足分を、数理的準備金に引き当てられた資産の価格で補完しなければならない。それを証明する書類を内国経済省へ送付しなければならない。

拘束資産の額が準備金の額を超過した場合には、企業は超過額の免除を要求することができる。

不動産上の抵当権の登記、抵当貸付に関する拘束の登録の抹消および資産の免除は、内国経済大臣令でなされる。同大臣は、通告された超過額を認識することにより、申請企業に対して妥当な検査を行うよう命ずることができる。

第31条 企業が何らかの理由で保険の営業を中断する場合には、保険で引き受けられた義務または債務が消滅したことを立証する場合に限り、拘束された全資産を解放することができる。解放を申請する際には、消

減を立証する書類が整えられていなければならず、適切な検査を行い、妥当と判断する公示および提示を命じた内国経済省は、自己の命令で解放を認可する。

企業による保険債務の充足が生じない例外的な場合において、すべてのまたは一部の準備金の確保に拘束される資産によらない場合には、内国経済省は当該資産の全部または一部の解放に同意する権限を有し、妥当と判断する慎重さを持って、企業または企業の任意もしくは法定清算人、または引き受けられた保険契約から生ずる義務の消滅について、暫定措置令第43条（※現在は統一法典第72条）および第47条（※現在は統一法典第80条）の文言に従って任命された国王委員にその資産の処分を委ねる権限を有する。

第32条 企業は内国経済省の事前認可の後、準備金の確保に向けられ資産と、前掲第26条に定められた種類の他の資産とを交換する権限を有する。新しい資産の価格は交換資産の価格を下回ってはならない。

第33条 商法第145条および1912年4月4日法律第305号第29条の規定に基づく保証は、預託がなされた義務の消滅によってのみ解除される。ただし、記名証券で預託された証券の交換は、本規則第27条3番の方式および効果で同意されることができる。

第34条 暫定措置令施行前に締結された契約に関する特別な先取特権は、暫定措置令第28条（※現在は統一法典第31条、第119条）および第51条（※現在は統一法典第85条）に従って、前条の預託について、当該契約から生ずる義務に関連して維持される預託の部分に制限されるように考えられなければならない。

第4節 全国保険公社（INA）に対する危険の譲渡

第35条 王国内で生命保険の営業を認可された企業は、認可命令の日から30日以内に、内国経済省が認可した各契約のひな形およびそれに対応した保険料率を、全国保険公社（INA）へ送付しなければならない。

企業は、暫定措置令第24条（※現在は統一法典第23条、第26条）の文言に従って、引き受けられた危険の分担額を譲渡する目的で、全国保険公社（INA）に対して各契約の締結日から30日以内に、領収書、被保険者の支払った保険料、保険申込書、診断書、および企業の手元にある危険評価に影響するその他すべての書類の写しを添付した保険証券の正本を送付しなければならない。

企業は申請の後、代理店に支払われる獲得手数料の支払を立証する書類を全国保険公社（INA）に提出する義務を負う。

（※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。）

第36条 全国保険公社（INA）は前条の通告の受領日から30日以内に、譲渡企業に対して、危険の譲渡を受けるかまたは拒否するかの通告を添付した保険証券を返却する。

保険証券の正本は、譲渡企業が全国保険公社（INA）からそれを返却された日から1カ月以内に、当該企業から被保険者に送付される。

被保険者との保険契約の締結と同時に、保険企業は被保険者に保険証券の副本を交付し、特別な意図がある場合を除き、前掲の期日以内に、危険の分担額および全国保険公社の通告が受理された場合に備えられる保険証券の正本と交換する。

全国保険公社（INA）に関する危険は、契約締結日から発効する。拒絶された場合、全国保険公社（INA）の責任による危険は、企業が拒絶通告を受理した日から10日間で終了する。この場合、全国保険公社（INA）は、その危険が全国保険公社（INA）の責任となった期間に応じて企業から部分保険料を受領する。

譲渡企業により締結された保険契約が、人の生命に関する危険を除いた付帯危険を含んでいる場合には、全国保険公社（INA）は生命に関する危険の分担額のみを受領する権限がある。

（※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。）

第37条 第35条に定められた期間内に全国保険公社（INA）に対して王国内で締結された契約を通告しなかった企業、または全国保険公社（INA）に送付された保険証券の内容と被保険者に交付されたそれとが相違していたことにより、不完全な内容を通告した企業は、全国保険公社（INA）の損害賠償請求権を侵害することなく、暫定措置例第61条（※現在は統一法典第114条）の刑罰が適用されるために、全国保険公社（INA）により裁判所に訴えを提起される。

（※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。）

第38条 譲渡企業は保険料の徴収日から10日以内に、全国保険公社（INA）へ保険料を支払う義務を負う。

ただし、全国保険公社（INA）と企業との間で、債務および債権の各記載事項の記入によって当座預金の開設が合意された場合には、この規定とは異なる内容を定めることができる。

保険証券中に規定された最長猶予期間の終了から5日間の経過すると、企業が譲渡条件に違反することから派生する全国保険公社（INA）の権利を侵害することなく、全国保険公社（INA）は譲渡された期間から生ずる義務の中断をただちに判断する。

人の生命保険業を営むことが認可された各企業は、主たる営業所において、全国保険公社（INA）の職員の処分において、各契約で徴収された保険料の評価に必要な要素を有していなければならない。企業が算定した保険料が入金されているが、所定期間内に全国保険公社（INA）に払い込まれていない場合には、法律に別段の規定がある場合を除いて、

免許が取り消されることができ。

本条第1項に定められた全国保険公社（INA）の義務の中断は、いかなる方法および手段によっても被保険者に対して企業が負担した義務を制限しない。

（※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。）

第39条 全国保険公社（INA）は引き受けた債務の額に応じて、その引き受けた危険が対象となる減額、解約および償還に参加する。

償還の場合、全国保険公社（INA）は被保険者の交付した領収証を譲渡企業が提出するのと引換に、保険金額に応じた額を譲渡企業に支払う。

営業所で行われる契約の償還については、全国保険公社（INA）は関連した清算額を被保険者が受領したことに従って、行われた支払を証明する領収証の交付と引換に償還金額を支払う。

（※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。）

第40条 保険料の不払い、または保険契約上の他の理由により、保険契約が中断する場合には、譲渡企業は全国保険公社（INA）に対して、保険契約の規定に基づく出再と同時に、中断または有効な出再の日から5日以内に、中断について通告しなければならない。

保険契約に基づく出再のために医師の診断を必要とする場合、保険契約の復活に関する通告は、保険証券の正本、医師の診断書、および企業の集めたその他のすべての書類を添付しなければならない。

全国保険公社（INA）は、引き受けられた危険の復活をいつにても拒否することができる。この場合、譲渡企業に対する全国保険公社（INA）の責任は、もっぱら中断が通告された日における契約の価格に限定される。ただし、譲渡企業は被保険者に対して、契約の前価格について責任をつねに負担する。

保険契約に基づく出再が全国保険公社（INA）により同意された場合には、全国保険公社（INA）は保険料に比例して、延滞利息および被保険者が元受保険企業に支払った付加保険料に参加する。

（※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。）

第41条 全国保険公社（INA）は、保険事故が発生した場合、または保険契約の満期が到来した場合には、保険金受取人とその者の交付した領収証とを特定することのできる書類と引換に、保険金の分担額を、または生存の場合には保険金額の分担額を譲渡企業に譲渡する。この場合、譲渡企業のみが支払責任を負う。

（※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。）

第42条 全国保険公社（INA）は各契約について、引き受けた危険および契約の型に応じ、暫定措置令第24条第6項で定められた限度に従って全国保険公社（INA）と企業との間で合意された限度内において、譲渡企業に獲得費用の分担額を償還する。合意は、前掲第24条第7項に定められた3年の期間が経過した時に修正される。前掲の限度額に関する合意がない場合には、内国経済省がそれを決定する。

全国保険公社（INA）はこの他に、前掲の合意で定められた年間保険料の5パーセント以内の額を限度として、2年目以降の保険料につき引き受けた危険に応じて、元受保険企業が実際に負担した取立費用を償還する。

（※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。）

第43条 全国保険公社（INA）は譲渡を統制するために、前掲の条項の違反した場合であっても、譲渡企業と特別な合意を行うことができる。合意は内国経済省に通告されなければならない。

全国保険公社（INA）はこの他に、譲渡の中に、暫定措置令第24条

1925年1月4日勅令第63号

に定められた分担額を上回る限度における危険の分担額を組み入れることができる。

(※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。)

第5節 暫定規定

第44条 生命保険業を営む内国企業および外国企業で、1923年4月29日暫定措置令第966号が施行された時、1912年4月4日法律第305号の規定に基づいていなかった企業は、新しい規定に従って活動を継続することができる。ただし、本規則第16条および第17条の義務の対象とはならない。

1912年4月4日法律第305号が施行される前に王国内で生命保険業を営んでいた企業について、本規則の適用から2年以内に免許申請がなされた場合には、暫定措置令第19条第1号（※現在は統一法典第18条）に定められた条件で、新たな事業免許が認められる。

(※1992年12月23日政令第515号第27条により削除。)

第2章 損害保険

第1節 私企業の認可および組織

第45条 損害保険の営業を申請した内国企業および外国企業は、内国経済大臣令による免許を取得した後でなければ事業活動を開始することはできない。このために、以下の条項に従って、内国経済省へ申請書類を提出しなければならない。

第46条 内国企業は免許申請書類に以下の書類を添付しなければならない。

- a) 設立趣意書および定款の公正謄本。
- b) 商法の規定に従って、設立証書および定款を株式会社の公報の

中に掲載したことの証明。

- c) 暫定措置令第33条第4項（※現在は統一法典第40条）に従って、担保が設定されたことの証明。

企業が元受保険業の他に、再保険業を営む場合、および事業活動の領域を王国内に限定している場合、または外国においても活動しようとする場合、企業は定款に営もうとする各保険種目を記載しなければならない。

第47条 外国企業は認可申請書類に以下の書類を添付しなければならない。

- a) 以下の書類の法定様式の公正謄本。設立趣意書および定款。王国内において代理人を任命する旨の決議を証明する書類。この者は十分な委任権限を有し、裁判所および王国の全官庁に対して企業を代表し、王国内でなされる保険契約を締結し、その他の書類に署名する。暫定措置令で定められた準備金の積立および拘束に必要な活動を行なう権限が明白に承認されなければならない統括代理人の任命証書。
- b) 統括代理人の王国内の住所を証明する書類。
- c) 株式会社の公報の中に代理人の法律上任命された行為が記載されていることの証明書。
- d) 本店所在国の監督官庁により交付された以下の内容の法定形式の公正謄本。
- 1) 引き受けられた資本金、および承認された最新の貸借対照表に関して残存する資本金。
 - 2) 企業が本店所在国内で法律に基づいて損害保険業を営んできたこと。
- e) 直近の3事業年度の貸借対照表。
- f) 暫定措置令第33条第4項（※現在は統一法典第40条）に基づい

た担保が確保されたことの証明。

前掲 a 文および d 文の書類は、領事監督官および外務大臣により公正認証されなければならない。

統括代理人が会社の場合には、会社が適法に設立されなければならない、充分な代理権を付与され、王国内に住所を有する代理人を任命しなければならない。

内国経済省は企業の任命した統括代理人または前項の規定で任命された代理人の交代を認可条件とする権限、およびいつにてもその交代を請求できる権限を有する。

第48条 内国企業および外国企業は、本規則第18条に定められた義務の対象となる。

損害保険業の事業免許は、前掲第19条に定められた様式および効果で認可または拒否される。

第49条 損害保険業を営む内国企業および外国企業の代理人は、商法典または他の法律の定める法律帳簿の他に、王国内の主たる営業所において、すべての営業種目について以下の帳簿を備え置かなければならない。

- 1) 代理店にも配置する契約の登録簿。その中には、営業所および代理店で締結された契約が日付順に記載され、日付、および契約の申込および承諾に関する必要事項が記載される。
- 2) 保険事故の通知が到達した日付順に従って記載されている保険事故目録。
- 3) 1923年12月30日勅令第3281号が承認した保険に関する税法の統一法典の定める保険料の登録簿。

内国企業および外国企業の王国内の代理人の主たる営業所にはこの他に、保険申込書、発行された各保険証券の謄本、および行われた検診結

果が保管されなければならない、さらに再保険契約、償還および利益配当の謄本、ならびにすべての報告書が保管されなければならない。

企業は一つの帳簿またはカード索引の中に、二つ以上の前掲の登録内容を集める権限を有する。ただし、前掲の全要素の正確かつ完全な蒐集を可能にするためだけに限られる。

内国経済省は前掲の登録簿に関する規定を定め、他の帳簿または登録簿の記入を企業に要求する権限を有する。

普通保険約款および特別保険約款ならびにそれに関するすべての付属書類は、イタリア語で編集されなければならない。

第50条 内国経済省は、2年を限度として、イタリアの国籍を有する代理店またはブローカーがその組織を介して、王国内において統括代理人を任命する立場にない企業に、外国にある危険を付保することについて、例外的に認可することができる。

代理店またはブローカーに対する認可命令は、王国の官報に掲載される。その場合、暫定措置令、規則および他の現行法に示された要件および様式の他に、それ以外の要件および様式を決定することができる。

媒介業を行う認可を受けた企業および人は、つねに認可命令で決定され、15万リラを下限として国債による担保を確保しなければならない。

内国経済省は、ブローカーに対し自己の判断で、事業の規模に応じて、そしてその者により引き受けられている危険の種類に応じて、認可命令で定められた額を超える担保をいつにても要求することができる。

契約の遂行に関するブローカーの責任は、危険の保証が通告された時から、被保険者に保険証券を交付した時までの間に設定された担保に制限されない。

認可されたブローカーは、商法典または他の法令に定められている法律帳簿の他に、以下の帳簿を備え置かなければならない。

- 1) 申込人の氏名、危険の限度および命令の受理された順番に日付

1925年1月4日勅令第63号

が記載された保険の部類が記載されている帳簿。帳簿の中には、すべての契約について、保険証券の正本の日付および番号、保険証券が被保険者に交付された日付、ならびにブローカーの発行した保証の仮証明書の日付と番号が記載される。

2) 通知された保険事故が、通知の順番に従って記載されている保険事故目録。

3) 1923年12月30日勅令第3281号で承認された保険に関する税法の統一法典に定められた保険料の登録簿。

ブローカーは引き受けた危険およびそれに関する営業を、内国経済省が定める規定に従って、毎年、同省に報告しなければならない。

ブローカーの営業所が会社組織の場合には、第47条の後ろから2番目の項の規定が適用される。

(※1934年7月12日暫定措置令第1290号により削除。)

第2節 担保

第51条 相互会社または協同組合を含む内国企業および外国企業は、王国内において損害保険業を営むために、イタリアの保有契約を構成する契約について、被保険者のために、暫定措置令第33条第3項に定められた最低限度額を充足する場合においても、各営業終了時において営業保険料の35パーセントに相当する担保を設定し、拘束しなければならない。当該事業年度またはそれ以前の年度中に評価された保険に関する満期の到来した営業については、イタリアの保有契約に含まれる危険を評価する。保険料には付加保険料および追加保険料が含まれ、被保険者が負担する税金が控除される。

この限度額は前掲の最低限度額が妥当する場合であっても、以下のよう
に減額される。

a) 短期間の危険については、15パーセントまで。

b) 電害危険および家畜危険については、20パーセントまで。

- c) 船舶の船体保険に関する保険相互組合の場合には、営業が清算された掛金の20パーセントまで。ただし、債権が商法第675条第10号において、同組合の目的物となる船舶上に先取特権を有する自己の加入者につき、異常掛金を徴収する可能性を各定款の中で認める場合に限る。

第52条 前掲第51条 a 文に定められた担保の減額のためには、以下の保険に関する危険が短期間の危険とみなされる。

- 1) 船体または積荷の単一航海の保険。
- 2) 雹害保険および家畜保険を除いて、保険期間が6カ月を上回らない保険。

第53条 前掲第51条の担保を設定するにあたり、担保の方法および資産の評価に関して設定を目的とする資産の拘束方法については、本規則第26条、第27条および第28条の規定が遵守されなければならない。

第54条 損害保険企業は営業終了から3カ月以内に、内国経済省に対して担保に関する項目を通告しなければならない。その時に拘束されている資産が担保を確保するのに不十分であると判明した場合には、企業は当該3カ月の期間終了後の30日以内に補完し、内国経済省にその補完を証明する報告書を送付しなければならない。

第55条 担保に関する正式な監査は、貸借対照表に基づいて算定されなければならない。損害保険企業は、自己の貸借対照表に担保の確保に拘束された資産の分析的一覧表を添付しなければならない。一覧表には、本規則の規定に従って、営業終了時に行われる評価に基づいて各資産の価格が示される。

担保に生じた不足の補完および超過の控除については、前掲第30条の

規定が遵守されなければならない。

第56条 担保の完全な拘束は、前掲第31条の場合および様式で内国経済省により認可される。

担保の設定に向けられた資産の交換については、前掲第32条の規定が遵守される。

第3節 暫定規定

第57条 損害保険業を営む内国企業および外国企業で、暫定措置令が施行された1923年6月14日に王国内において設立され、法的に代理されている企業は、本規則第45条、第46条および第47条に定められた義務の対象となることなく活動を継続する権限を有する。ただし、暫定措置令および本規則の他の規定を遵守しなければならない。

第3章 再保険企業

第1節 企業の認可

第58条 もっぱら人の生命の存続に関する保険または損害保険に関する再保険業を営もうとする内国企業、および再保険事業の営業のために王国内において法律上の代理人を任命しようとする外国企業は、内国経済省令により免許を取得した後でなければ、事業活動を開始することができず、以下の規定に従って、内国経済大臣に免許申請書類を提出しなければならない。

内国企業は、免許の申請書類に、本規則第16条 a 文および b 文の書類を添付しなければならない。

外国企業は、免許の申請書類に、本規則第47条 a 文、 b 文、 c 文、 d 文および e 文の書類を添付しなければならない。

第59条 再保険業を営む内国企業および外国企業の代理人には、本規則第18条および第19条の規定が適用される。

第60条 前掲第57条の規定は再保険企業にも適用される。

第2節 イタリア再保険協会

第61条 イタリア再保険協会は、1921年11月24日暫定措置令第1737号の規定に基づいてローマに設立された法人であり、全国保険公社（INA）も含めた王国内において事業活動する企業により構成され、商法典の株式会社に関する規定（※現在は民法第2325条以下）により規律される。ただし、1921年11月24日暫定措置令第1737号および1922年10月17日暫定措置令第1442号の規定と異なる場合は、この限りではない。同協会の加盟法人の責任は、各法人が引き受けた資本分担額に限定される。

第62条 イタリア再保険協会の設立趣意書および定款の修正は、内国経済大臣により認可される。修正の命令および証書は地方裁判所の裁可を必要とせず、商法典の株式会社に関する規定（※現在は民法第2330条、第2331条および第2436条）に従って、登録、登記、掲示および公示される。

第63条 イタリア再保険協会の理事会は、加盟企業の代表者の他に、定款に定められた数の以下の者により構成される。

- a) 全国保険公社（INA）が指名した構成員2名以上。
- b) 内国経済大臣および財務大臣が指名した各省の職員各1名。この2名の構成員は担保の提供義務を免れる。

監査役会には、全国保険公社（INA）を代表する正規職1名および代行職1名、ならびに内国経済省を代表する正規職1名および財務省を代表する正規職1名が配属される。

1925年1月4日勅令第63号

第64条 イタリア再保険協会の株式に対する全国保険公社（INA）の参加は、自己の財産資産の投資により協会によりなされ、同協会の資本の3分の1以上を構成しなければならない。

支払済の資本は、暫定措置令第13条第11号（※現在は統一法典第15条）の条件において、全国保険公社（INA）の理事会が定めた期間内に、規定に従って償還されなければならない。

第65条 1920年1月29日暫定措置令第115号の規定に従って、自己の計算で引き受けた人の生命の存続に関する保険以外の再保険に関して全国保険公社（INA）が行ってきた経営は、イタリア再保険協会による再保険の営業が開始された1923年1月1日に閉鎖されたものとみなされる。

前項の経営に関する清算は、全国保険公社（INA）の監視の下でイタリア再保険協会が行う。

清算手続を規制するための規定は、イタリア再保険協会と全国保険公社（INA）との間の合意により定められ、内国経済省へ通告される。

1914年8月30日勅令第902号の規定に基づいて、全国保険公社（INA）が国の計算により引き受けた航海における戦争危険の経営に関する清算手続は、全国保険公社（INA）により直接行われる。

双方の経営について、年間貸借対照表が内国経済省に別々に提出され、貸借対照表から生ずるすべての純益が国庫に譲渡される。全国保険公社（INA）の計算で引き受けられた再保険の経営に関連する貸借対照表は、清算人であるイタリア再保険協会の代表者により署名され、内国経済省に提出される前に、全国保険公社（INA）の監査役の監査および承認を必要とする。

第66条 イタリア再保険協会が王国内で再保険を引き受けた人の生命の存続に関する保険に関する数理的準備金は、前掲第26条に定められた

種類の資産により確保されなければならない。

イタリア再保険協会は前掲の種類^①の資産について、第51条の限度内において、王国内で再保険を引き受けた人の生命の存続に関する保険の危険に関する保険料の分担額とは異なる資産を投資する義務を負う。

第4章 カピタリゼーション企業および貯蓄企業

第1節 私企業の認可および組織

第67条 内国企業および外国企業で、法律形態を問うことなく、カピタリゼーション企業または貯蓄企業の商号をもってまたは他のすべての名称を使用して、無作為抽出という条件を付けないで金銭を支払ったり、契約者または組合員の支払った保険料または掛金の対価として、あらかじめ定められた支払期日に金銭を支払うことまたは証券を交付することを目的とする企業は、内国経済省令による免許を取得した後でなければ事業活動を開始することはできない。この目的のために、以下の条項に従って、内国経済省へ申請書類を提出しなければならない。

第68条 前掲第67条に定められた内国企業は、免許申請書類に以下の書類を添付しなければならない。

- a) 設立趣意書および定款の公正謄本。
- b) 商法の規定に従って、設立証書および定款を株式会社の公報の中に掲載したことの証明。
- c) 10万リラ相当現金もしくはイタリアの国債を、信託公庫もしくは発券銀行へ預託した旨の証書、またはそのことを証明する領収証の明示。
- d) 保険料および掛金の完全な料率。
- e) 技術的基礎を裏付ける資料である保険料または掛金、および数理的準備金の算定のために採用された予定利率、経営費用のため

1925年1月4日勅令第63号

の賦課の額，ならびに保険料率の決定のために採用された方法の明示。

- f) 各契約に関する普通保険約款。契約期間は10年を下回らないこと，および持参人払式の保険証券を発行しないことを明示していることを要する。

約款は，減額および償還に関する規定をも含んでいなければならない。契約については，普通預金の形態と類似する形態に活動を変えることができるという条件は認められない。

第69条 前掲第67条の外国企業は，認可申請書類に以下の書類を添付しなければならない。

- a) 以下の書類の法定形式の公正謄本。設立趣意書および定款。王国内において代理人を任命する旨の決議を証明する書類。この者は十分な委任権限を有し，裁判所および王国の全官庁に対して企業を代表し，王国内でなされる保険契約を締結し，その他の書類に署名する。暫定措置令で規定された準備金の積立および拘束に必要な活動を行なう権限が明白に承認されなければならない統括代理人の任命証書。
- b) 統括代理人のイタリア国籍および王国内の住所を証明する書類。
- c) 株式会社の公報の中に，代理人が法律上任命された行為が記載されていることの証明書。
- d) 本店所在国の監督官庁により交付された以下の内容の法定形式の公正謄本。
- 1) 引き受けられた資本金，および承認された最新の貸借対照表に関して残存する資本金。
 - 2) 企業が本店所在国で現行法の有効期間にわたり適用に営業してきたこと。
- e) 前条c文，d文，e文，およびf文の書類。

前掲 a 文および d 文の書類は、領事監督官および外務省により公正認証されなければならない。

普通保険約款および特別保険約款ならびにその他のすべての付属書類は、イタリア語で編集されなければならない。

内国経済大臣は企業の任命した統括代理人の交代を認可条件とする権限、およびいつにてもその交代を請求できる権限を有する。

第70条 カピタリゼーション業および貯蓄業を営む内国企業および外国企業は、本規則第18条に定められた義務の対象となる。

営業免許は前掲第19条の様式および効果で認可または拒否される。内国経済省は、認可命令により保険料率および契約条件を認可する。保険料率および契約条件の修正は、内国経済大臣令によって認可された後でなければ有効とはならない。

第71条 カピタリゼーション企業または貯蓄企業は、内国経済大臣により布告された命令で定められた形式で、自己の貸借対照表を作成しなければならない。外国企業は、前掲の形式に準じて、イタリアで算定される活動について別個の貸借対照表を編集しなければならない。

第72条 カピタリゼーション企業または貯蓄企業は、商法典または他の法律の定める法律帳簿の他に、王国内の主たる営業所において、以下の帳簿を備え置かなければならない。

- 1) 代理店にも配置する契約の登録簿。その中には、営業所および代理店で締結された契約が日付順に記載される。
- 2) 日付順に従った失効および解除の登録簿。
- 3) 徴収された保険料の登録簿。
- 4) カピタリゼーション契約または貯蓄契約に基づいて支払われた額の登録簿。

内国経済省は前掲の登録簿に関する規定を定め、他の帳簿または登録簿の記入を企業に要求する権限を有する。

内国企業および外国企業の王国内の代理人の主たる営業所にはこの他に、カピタリザシオン契約およびすべての関連契約に関する各証券、または各証明書が保管されなければならない。

第2節 準備金

第73条 イタリアの保有契約に関連するカピタリザシオン業務について引き受けられた義務の履行の当てられる準備金（数理的準備金）は、内国経済省が認可した保険企業の採用する技術的基礎である予定利率および賦課を下回ってはならない。

カピタリザシオン企業は、イタリアの保有契約に関して、前項の技術的基礎に基づいて算定された数理的準備金を担保するに必要な資産を王国内に保有し、その契約がイタリアの保有契約となる組合員または契約者ために拘束しなければならない。

第74条 貯蓄企業またはその他の名称の企業で、組合員または契約者に対して特定の責務を引き受けることなく、共同してカピタリザシオンの目的で組合員または契約者から支払われた資金を集める企業の場合には、受領したすべての金銭は、内国経済省の認可により企業の採用した限度額の中で、経営費用について充当される場合を除き、王国内で保有されている資産の中で関連した利益とともに投資されなければならない、イタリアの保有契約に含まれる契約上の債権者のために拘束されなければならない。

第75条 前掲第73条および第74条の準備金の設立および資産の投資、担保の設立様式および拘束ならびに拘束資産の評価については、本規則第26条、第27条および第28条の規定が適用される。

カピタリザシオン企業および貯蓄企業には、この他に、本規則第29条、第30条、第31条および第32条が適用される。

第76条 カピタリザシオン業または貯蓄業を営む内国企業および外国企業は、商法第182条に定められた法定準備金基金を形成するために、王国内で行われる活動によって生ずる純益から、毎年、10パーセント以上を抽出しなければならない。

抽出は、前掲第73条および第74条に基づいて、数理的準備金または拘束資産の5パーセントになるまで続けられなければならない。

設立後、基金が何らかの理由で減少したり前掲の額を下回ると判断された場合には、同じ方法で補完または増額されなければならない。

基金は、本規則第26条に定められた使用方法の一つまたはそれ以上で投資されなければならない。

第3節 暫定規定

第77条 カピタリザシオン業または貯蓄業を営む内国企業および外国企業は、事業を継続するためには、本章第1節に定められた免許を取得しなければならない。

免許取得に関する申請書類は、本規則の公布日から2カ月以内に提出されなければならない。

所定の期間内に免許が申請されなかった場合、またはその免許を取得することができなかった場合には、当該企業は清算に付される。

第5章 企業の清算および破産

第1節 人の生命の存続に関する保険の企業に関する規定

第78条 本規則第25条および第26条の規定に基づいて、イタリアの保有契約に関連する契約の数理的準備金の保証に拘束された資産の欠如が

1925年1月4日勅令第63号

証明された場合、内国経済省は、生命保険業を営む内国企業、または同保険業を営む外国企業の王国内の代理人を清算に付す。

ただし、王国内に存在する資産が数理的準備金の保証に充分であると判断される理由が存在する場合には、内国経済省は清算手続が開始する前に、企業の資産状態の確認を行うことができる。

第79条 前条の確認は、以下の規定を遵守して行われなければならない。

資産の決定には、以下のものは考慮されない。

- 1) 未払込の資本に関する株主の債務。
- 2) 換金されていない債権。
- 3) 償還されていない創業費。

増加される獲得費用については、初年度の保険料を超えない最初の経費が認められる。

動産については、年間10パーセントの減価消却費が認められる。

負債の決定については、以下のものは考慮されない。

- 1) 資本金または相互会社の社員の仮払。
- 2) 暫定措置令第29条第1項（※現在は統一法典第59条）の規定に基づいた、数理的準備金の5パーセントを上回る利益の分担額をもって積み立てられた法定準備基金。
- 3) 異常準備金および分離していない剰余金。

第80条 資産状況の確認から、当該企業が数理的準備金の保証のために拘束された資産を補完するために十分な資産を王国内に有していることが判明した場合には、内国経済省は拘束資産の不足を埋めるのに適切な期間を定めることができる。

ただし、資産が不足している場合には、内国経済省は受領書付きの書留郵便で、調査記録、企業の反駁した類似の書類、または理由を付記し

た決定を添付することにより、当該企業に対して不足を通告し、1カ月以内にそれを補完するように誘引する。補完されることなく、または必要な措置が講じられることなく当該期間が経過した場合には、内国経済省は勅令により企業を清算に付す。その後の補完により、措置を取り消すことはできない。

第81条 王国の官報に掲載される企業を清算に付す勅令は、王国清算委員の任命措置を講ずる。清算委員は、商事会社の清算人の権限に基づき企業を管理する。

清算委員の権限は任命時の勅令により決定され、清算任務を遂行する。

内国経済省の措置に対しては、國務院の司法部門への申立または国王への特別申立によってのみ、異議を申し立てられる。

清算は内国経済省の監督に置かれる。王国委員は3ヵ月ごとに、清算の進捗状況を通知しなければならない。

本条第2項の勅令の写しは、第83条に従って内国経済省から王国の管轄部局に手渡される。

第82条 王国委員は職務を引き受けると、ただちに財産目録を作成し、商法第200条（※現在は民法第2277条、破産法第209条）に従って保管しなければならない。財産目録の作成および保管には、政府の検査官が幫助する。

解任された取締役および統括代理人が参加しなかった、同意がなかったまたはその他の理由で、財産目録の相互の合意に基づいて作成および保管されなかった場合には、王国公証人または他の公務員の幫助を得て、王国委員が措置を講ずる。王国委員が自己の職務の遂行において反対または障害に遭遇した場合には、所轄部局を介して公権力の介入を要求することができる。

第83条 清算に付される企業に対しては、本規則第80条および第82条の規定に基づいて、破産における違法行為に関する商法の規定が適用される。

王国委員は、王国の担当官に対して、商法第756条（※現在は破産法第33条）に定められた報告書を提出し、裁判所の要求するすべての資料を作成しなければならない。

第84条 後掲第85条第1項に定められた解約告知権を行使しようとする被保険者は、受領書付きの書留郵便により、または個人的に受取証を取り戻すことにより、王国委員に対して適切な通告書を提出しなければならない。当該受取証の日付後、それに関する契約の効果が終了する。

第85条 被保険者による解約告知を除いて、進行中の保険契約は、清算命令が《官報》に掲載された日以後60日まで、引き続き保証される。

当該期間の終了日または被保険者の偶発的な解約告知による解除の日には有効な生命保険契約は、純保険料に基づいて算定された数理的準備金の額に応じて資産の配分に参加する。

満期の到来した保険契約、または清算命令の公示前に保険事故の発生した保険契約、またはそれ以後の保険契約の債権者は、第1項の期間内または被保険者の解約告知による期間内であれば、保険金額または終身定期年金の毎年の年金額に応じて配分に参加する。

第86条 他のすべての債権については、清算命令の公示日に発生する効果をもって、商法第700条、第701条、第702条および第703条の規定（※現在は破産法第54条第1項・第3項、第55条第1項・第2項、第80条）が適用される。

清算費用はすべての種類の資産上に案分比例して賦課される。

第87条 以下の債権は、暫定措置令第28条（※現在は統一法典第31条）の条件で、商法第145条および1912年4月4日法律第305条第29条に規定された担保上に、1912年12月31日の前後に締結された契約については各担保上に、一般的には数理的準備金の保証に向けられた資産上に、先取特権を有する。

a) 前掲第85条に定められた期間内に保険事故が発生したか、または満期が到来した生命保険について支払われる保険金。

b) 配分に認められた保険証券に帰属する数理的準備金、または清算開始前の3カ月内に要求された償還により支払われる金銭。

商法第145条および1912年4月4日法律第305条第29条に定められた担保上の先取特権は、本規則第34条の条件で認められた担保に制限される。

自由に使える基金は、各不足額が競合するまで準備金の補完に充当される。

第88条 生命保険契約は前条の規定で解約されたものは除き、全国保険公社（INA）へ移転する。前掲第85条第1項に定められた期間が経過すると、危険について全国保険公社（INA）の責任が開始する。

全国保険公社（INA）へ移転された各契約の保険金額は、以下の二つの要素の額からなる。

1) 獲得手数料に関する付加税を控除し、分担金の譲渡に関する危険の開始から経過した期間について、現行率で割引かれた配分に相当する分担金を限度とした単一の保険料により、契約の様式およびその後の期間を考慮する全国保険公社（INA）の現行保険料率に従った保険金額。

2) 前掲の付加税を控除し、契約で定められた年間保険料により、契約の様式およびその後の期間を考慮する全国保険公社（INA）の現行保険料率に従った保険金額。

契約者は保険金額の保証を要求することができる。この場合、保険の

増額分に従うように義務付けられる。

第89条 債権者およびその者に支払われる金銭の確認は、企業の提出した会計帳簿および書類に基づいて行われる。ただし、権利者は清算命令の布告日から90日以内に、債権の存在、種類および額を立証するに適した書類を提出することができる。

内国経済省は、王国委員の要請に基づき、商法第145条および1912年4月4日法律第305号第29条に基づいて預託された証券の拘束、ならびに暫定措置令および本規則の規定における準備金の担保に向けられた資産の拘束措置を講ずる。換金された金銭は、内国経済省により指定された金融機関に預託されなければならない。

内国経済省は、全資産が換金される前に権利者に部分的配分を認め、その者に帰属する分担金に相当する資産を全国保険公社（INA）へ直接移転するように認めることができる。この場合、本規則第28条の規定に基づいて評価される。

第90条 王国委員は、認可のために、内国経済省に対して配分計画および最新の貸借対照表を提出する。これらの書類は、認可後、地方裁判所へ預託され、商法第94条および第95条に定められた形式で公告される。

債権者は、民事地方裁判所の書記課に提出された書類、ならびにその書類および王国の《官報》に記載された保証金に基づいて、公告書類に公示された日から30日以内に訴えを提起することができる。

前項の期間が経過した後、これらの訴えには債権者および組合員が参加することができる。当該判決は参加していない者にも及ぶ一つの裁判に併合して判定されなければならない。

第91条 訴えが提起されることなく前掲の期間が経過し、審理が合法に続けられた場合には、貸借対照表および配分計画は承認されたものと

みなされ、資産の配分を除いては王国委員は任務を解かれる。

配分計画が承認された日から2カ月以内に徴収されなかった金額は、同計画に定められた形態および様式において、信託公庫に預託されなければならない。

企業の帳簿は、清算の完了後、商法第218条（※現在は民法第2457条）に基づいて預託され、かつ保管されなければならない。

第92条 生命保険業を営む内国企業および外国企業の代理人は、以下の場合には、第80条および本節の規定に従って清算に付される。

- 1) 第24条に定められた資本金または設立基金の回復措置を講じなかった場合。
- 2) 第109条に定められた方法で、その期間内に、技術的基礎の修正により要求された準備金の回復措置を講じなかった場合。
- 3) 活動を禁止された企業が自己の義務の履行措置を講じないまま、第115条に定められた期間が経過した場合。
- 4) 暫定措置令、本規則および認可命令の規定を恒常的に遵守しなかった場合。

第93条 企業が任意清算する場合には、内国経済大臣は王国の《官報》に掲載される命令により、当該企業の保険の事業免許を取り消した旨を宣言する。

清算は商法典の規定に従って行われる。ただし、準備金について被保険者が有する先取特権に関しては、暫定措置令および本規則の規定が及び、暫定措置令および本規則に定められた場合になされた清算手続は、この限りではない。

清算人は、毎年、貸借対照表を内国経済省に提出し、数理的準備金に関する本規則第3章第1節の規定を遵守しなければならない。

第94条 内国および外国の生命保険企業の破産については、被保険者の配当請求権および先取特権に関する前条までの規定が適用される。

破産宣告の当日に有効であった保険契約に対応する債権で、かつ利害関係者により通知されていなかったものは、職務上、破産管財人の請求により届出される。

前項の規定に違反する場合、職務上届出されないでかつ履行されたかつた各債権者または検察官は、破産手続が終了および中断した場合には、いつにても破産手続の再開を請求することができる。

保険業の事業免許の取消は内国経済大臣令により宣告され、《官報》に掲載される。

第95条 人の生命の存続に関する保険以外の部門の保険業を営んでいる企業は、これらの種目については、次節の規定が適用される。

第2節 損害保険企業に関する規定

第96条 内国経済省は、以下の場合には、損害保険業を営む内国企業および外国企業の代理人を清算に付する権限を有する。

- 1) 企業が内国経済省の指定した期間内に、義務づけられた担保を補完しなかった場合。
- 2) 事業活動を禁止された企業が、自己の義務の履行措置を講ずることなく後掲第115条の期間が経過した場合。
- 3) 暫定措置令、本規則および認可命令の規定を恒常的に遵守しなかった場合。

清算手続は、本章第1節第80条ないし第91条の規定に従って、その様式によりなされる。ただし、以下の規定に示されているものはこの限りではない。

第97条 被保険者からの解約通知の場合を除き、前条の規定に従って

清算に付された企業または代理人との間で締結された進行中の保険契約は、清算命令が《官報》に掲載された日から60日まで引き続き危険を保証する。

前項の期日に進行中の保険契約、または被保険者の前掲行為に関連する中断に先立つ保険契約は、未経過の危険に対応する保険料の割合に応じて配分に参加する。

清算命令の布告前またはその後に保険事故の発生した保険契約上の債権者は、第1項の期間内または被保険者の前掲行為に関連する期間内であれば、契約に基づいて支払われる保険金の割合に比例して配分に参加する。

第98条 以下の債権は、前掲第51条に定められた担保の確保に拘束された資産上に先取特権を有する。

- a) 前掲第97条に定められた期間内に支払われた損害に関する補償金。
- b) 配分の認められた契約における未経過の危険に対応する保険料の賦払部分。

第99条 企業が任意清算する場合には、内国経済大臣は王国の《官報》に掲載される命令により、当該企業の保険の事業免許を取り消した旨を宣言する。

清算は商法典の規定（※現在は民法第2448条、第2457条）に従って行われる。ただし、暫定措置令の規定および担保に関しては、被保険者に帰属する先取特権に関する本規則の規定が及び、暫定措置令および本規則に定められた場合に行われる清算手続は、この限りではない。

清算人は内国経済省に年次貸借対照表を提出し、担保に関する第2章第2節の規定を遵守しなければならない。

第100条 内国および外国の損害保険企業の破産については、被保険者の配当請求権および先取特権に関する前条までの規定が適用される。

前項の企業については、この他に、第94条第2項、第3項および第4項の規定が適用される。

第3節 カピタリゼーション企業および貯蓄企業に関する規定

第101条 カピタリゼーション業を営む内国企業および外国企業の代理人は、数理的準備金が前掲第73条および第75条に基づいて拘束される資産により完全に担保されない場合には、本規則第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第89条、第90条および第91条に定められた様式および効果において清算に付される。ただし、以下の条項に規定されるものは、この限りではない。

第102条 進行中のカピタリゼーション契約は、《官報》の中に清算命令が掲載された日に解約される。

有効な契約につき権利を有する者は、純保険料に基づいて計算された数理的準備金の額に比例して資産配分に参加する。

第1項の公示前に満期の到来した契約上の債権者は、企業の支払う保険金の額に比例して資産配分に参加する。

他の債権については、本規則第86条第1項の規定が適用される。

清算費用は全種類の資産に比例して分担される。

第103条 以下のものは、数理的準備金の担保に拘束された資産上に先取特権を有する。

- a) 清算命令の布告前に満期の到来した契約に関する保険金。
- b) 前号の期日に進行中の契約に帰属する数理的準備金、および清算開始の3カ月以上前に要求された解約返戻金額。

第104条 カピタリゼーション業および貯蓄業を営む内国企業および外国企業の代理人は、前掲第101条、第102条および第103条の規定に従って、第101条に定められた場合および以下の場合に清算に付される。

- 1) 企業が内国経済省の定めた期間内に、数理的準備金の担保のための資産を補完しなかった場合。
- 2) 事業活動を禁止された企業が自己の義務の履行措置を講ずることなく、後掲第115条の期間が経過した場合。
- 3) 暫定措置令、本規則および認可命令の規定を恒常的に遵守しなかった場合。

第105条 前掲第93条および第94条の規定は、カピタリゼーション企業および貯蓄企業に準用される。

第6章 監督

第1節 全国保険公社に関する監督

第106条 内国経済省は以下の行為を行う。

- 1) 全国保険公社 (INA) の数理的準備金が関係法規に従って算定されているか否かを検査し、数理的準備金が基礎としている人口統計学上および金融上の推測を監督すること。
- 2) 全国保険公社 (INA) の財産を形成する資産が数理的準備金に合致するか否か、この資産および全国保険公社 (INA) の他の基金が、暫定措置令第13条 (※現在は統一法典第15条) に定められた様式で運用されているか否かを検査すること。
- 3) 暫定措置令、規則および定款の規定の遵守状況について、一般的に監視すること。

第107条 内国経済大臣は財務大臣と協力して、全国保険公社 (INA)

1925年1月4日勅令第63号

について検査が行われるように命ずることができる。

第108条 全国保険公社（INA）の貸借対照表は、取締役会および監査役会の報告書とともに、営業終了日から6カ月以内に内国経済省に提出されなければならない。

全国保険公社（INA）は、この他に、関係官庁が要求しなければならないと判断するすべての報告書を、内国経済省および財務省に提出しなければならない。

第2節 私保険企業、カピタリゼーション企業および 貯蓄企業に関する監督

第109条 王国内で人の生命の存続に関する保険業を営む免許が付与された内国および外国企業は、技術的基礎である保険料および数理的準備金の算定のために採用された死亡率表、疾病率表および予定利率につき、定期検査を行う義務がある。

当該企業は、内国経済省に対して、以下のものを3年ごとに提出しなければならない。

- 1) 前項の表に示された死亡率と実際の死亡率との差。
- 2) 前項の予定利率と数理的準備金の運用により実際に得られた利益率との差。

内国経済省は、前項の差を決定するために企業の提出する証明書類の形式および内容を決定する。

技術的基礎と比較して、実務上生じた結果に著しい差異が生じた場合には、内国経済省は進行中の契約に関する数理的準備金および保険料率の算定に関する基礎を修正するように要求することができる。内国経済省は、算定に関する新しい基礎から生ずる数理的準備金の補完に必要な期間、および補完方法を定めることができる。

第110条 カピタリザシオン業を営む内国企業および外国企業は、技術的基礎に関する定期的な監査を行う義務がある。投資から生じた実際の利率と数理的準備金および料率の算定により認められた予定利率との差について、3年ごとに内国経済省に提出しなければならない。

当該企業には前掲第109条第3項および第4項の規定が適用される。

第111条 内国および外国の保険企業、ブローカーならびにカピタリザシオン企業および貯蓄企業は、内国経済省が要求するすべての分析資料および資料を作成する義務を負う。

損害保険企業は、内国経済省に対して、保険料率および普通保険約款を提出しなければならない。

第112条 内国および外国の保険企業、ブローカーならびにカピタリザシオン企業および貯蓄企業は、内国経済省に対して、すべての表、届出書、公示のために公表される広告、一般的な事業活動に関する結果または財産内容、企業の配当利益、およびその結果に関する開示資料を提出する義務がある。

前項の資料にはその開示日が記載されていなければならない。真実でない情報が含まれている場合には、内国経済省は、その使用、配布および開示を禁止することができる。

第113条 暫定措置令、本規則、および免許命令を遵守しない保険企業、再保険企業、カピタリザシオン企業および貯蓄企業は、内国経済省令により新契約の引受が禁止される。

企業が規定に従うために定められた期間が経過した場合には、つねに禁止命令が発布される。禁止命令は王国の《官報》に掲載され、商工会議所に通告され、同会議所はその旨を掲示板に掲載し、新聞に掲載しなければならない。

第114条 活動を禁止された企業は、自己の營業を進行中の契約の経営管理に限定しなければならず、新契約の引受および既存契約の更新が禁止される。

新契約の引受が禁止された企業との間で締結された保険契約およびカピタリゼーション契約は、別段の合意があつたとしても、契約者からの一方的な通告により、禁止日直後の分割払保険料の支払期日またはその後の分割払保険料の支払期日に解約される。契約者は、その効果を発生させようとする支払期日の5日前に、受領書付きの書留郵便により、保険企業に対して通告なされなければならない。

第115条 本規則の公布前に活動を禁止された企業も含め、活動を禁止された企業は、内国經濟省の決定する6ヵ月以下の期間内に、禁止措置が発令された原因または商法上の清算に付された原因を除去する措置を講じなければならない。

企業が前項の期間内に適切な措置を講ずることなく当該期間が経過した場合には、企業は本規則第92条、第96条および第104条に定められた清算に付される。その場合、重役、法定代理人および取締役ならびに会社は、暫定措置令、本規則またはその他の法律の規定に従つて訴えを提起することができる。

第116条 活動を禁止された企業が前条の期間内に、暫定措置令、本規則および認可命令の規定に準拠する措置を講ずる場合には、内国經濟省は時宜を得た承認の前に適切な注意を払いながら、第113条に定められた形式で発布される命令により、禁止を取り消すことができる。

第117条 内国經濟大臣は、暫定措置令、本規則および認可命令に定められた規定の遵守状況を監督するために、保険業、再保険業、または媒介業を営む企業、ならびにカピタリゼーション業および貯蓄業を営む企

業の営業所または統括代理人、および従属施設、代理店、支店において臨店検査を行う権限を有する。

すべての検査結果は調書に記載されなければならない。検査官と企業の管理責任者との間で争いが生じた場合には、調書に記載されなければならない。これは全関係者により署名されなければならない、それらの者が適切と判断した説明が添付される。

第118条 内国経済省は、企業の要求に基づき、主たる営業所以外の指定された営業所の特定種目または特定活動について、本規則に定められた書類が作成されていることを認めることができる。

第119条 暫定措置令および本規則の規定を完全に、そして時間通りに遵守していない、そして遵守させていない保険、再保険、仲介およびキャピタリゼーションの各事業を営む内国企業の管理責任者、外国企業の法定代理人、企業の取締役は、後掲第2項に定められた罰金を課される。この罰則は現行の諸規定に定められたその他の刑罰と競合しない。

暫定措置令第57条（※現在は統一法典第73条）の通告の懈怠、本規則第111条および第112条の届出および連絡の懈怠、違法または不完全な通告、修正および連絡には、100リラ以上150リラ以下の罰金が課される。

一覧表、届出、および前掲第112条に定められている内国経済省の禁止した語法の使用、配布、開示には、300リラ以上600リラ以下の罰金が課される。

本規則に定められた書類の欠如、帳簿および記録の不実記載、暫定措置令第37条（※現在は統一法典第56条）に定められている期間内に貸借対照表を提出しなかった場合、貸借対照表に関する規定に恒常的に違反している場合および不正編集には、300リラ以上600リラ以下の罰金が課される。

数理的準備金および担保の規制のために要求されている資料および書

1925年1月4日勅令第63号

類の提出の懈怠、数理的準備金および担保に関する資料に不実内容があった場合には、400リラ以上1,000リラ以下の罰金が課される。

本規則第35条に規定されている全国保険公社（INA）に対する提出の懈怠、不完全で遅延した提出の場合には、400リラ以上1,000リラ以下の罰金が課される。

内国経済省の認可を取得することなく、または取得前から事業を営んでいた場合、禁止されているにもかかわらず事業を継続している場合、および暫定措置令第57条（※現在は統一法典第74条）に定められた期間内に拒否権が行使された再保険を譲渡する場合には、600リラ以上1,000リラ以下の罰金が課される。

本規則第35条の規定に違反する場合、免許を取得することなく、または禁止されているにもかかわらず事業を営んでいる場合には、前掲の罰金は前掲の規定に違反した契約毎に適用される。

第120条 全国保険公社（INA）、生命保険業および損害保険業を営む内国および外国企業、カピタリザシオン企業および貯蓄企業、本規則第50条の規定において認可されたブローカーは、1923年12月30日勅令第3184号第40条（※現在は統一法典第67条、第68条）の規定が適用される場合には、王国内で締結され、運用管理されている保険契約に関して、各営業において徴収された保険料の1,000分の1を限度額として、毎年、監督分担金を支払わなければならない。ただし、その額は内国経済省が決定する。

第121条 前条の法人および自然人は、各事業年度の最初の3カ月以内に、前年度に関連して、徴収された保険料の一覧表を内国経済省に送付する。それには、再保険について、前掲の法人および自然人の支払った保険料の分担額が記載される。内国経済省は分担金の額を定め、各法人に連絡する。

第122条 内国経済省は、各事業年度の最初の3カ月以内に、第120条に定められた法人および自然人が支払われなければならない分担金の額を財務省に連絡する。財務省は徴収および利益の貸借対照表の計上手続きをとる。

第123条 第121条の一覧表が同条に定められた期間内に提出されなかった場合、または義務を負担する法人および自然人により支払われなければならない拠出金が、財務省により行われた参加の日から30日以内に支払われなかった場合には、それに違反した法人および自然人は、分担金100リラあたり1リラ、遅延1日あたり1リラの罰金を支払われなければならない。遅延が60日を上回る場合には、罰金の額は2倍になる。実際の金額を下回る保険料の額が通告された場合には、その差額に所定額の2倍を限度とする分担金が課される。

第124条 イタリア再保険協会は内国経済省の監督に服する。内国経済省は同省が適切と判断する場合には、同協会を検査する権限を有する。

イタリア再保険協会の貸借対照表は、暫定措置令第37条（※現在は統一法典第56条）の規定に定められたモデルに従って作成され、暫定措置令第36条（※現在は統一法典第57条）に定められた期間内に内国経済省に提出されなければならない。

第7章 一般規定

第125条 暫定措置令および本規則の効果として、王国内で認可された企業が以下のものについて外国で締結した保険契約は、王国内において運用できるものとみなされる。

- a) 人の危険に関する保険の場合には、王国内に居住する国民。
- b) 物の損害に関する保険の場合には、王国の領土内に所在する財。

c) イタリア国籍の船舶。

第126条 保険企業、再保険企業、カピタリザシオン企業および貯蓄企業に認められた事業免許は、当該企業が免許命令の交付日から1年以内に実際の営業を開始しない場合には、その効力を失う。1年が経過した場合には、新しい免許を取得した後でなければ、事業活動を開始することはできない。

免許の失効は内国経済大臣令をもってなされ、王国の《官報》に掲載される。

第127条 保険企業は、すべての保有契約を各種目ごとに他の企業に包括移転する合意、および再保険における保有契約が全部または各種目ごとに他の企業に包括移転する合意を、内国経済省に通告する義務を負う。

第128条 複数の企業が合併する場合、新設企業が設立される合併の場合には、新設企業は暫定措置令および本規則の規定に従って免許を取得した後でなければ、事業を営むことはできない。

新設企業が生命保険業またはカピタリザシオン業を営む場合において、企業が本規則の規定に従って被保険者のために拘束され、保険契約またはカピタリザシオン契約の数理的準備金を担保するに足りる資産を有していない場合には、免許は付与されない。

企業が損害保険業を営む場合において、企業が保険料積立金および保険金準備金を担保するに足りる資産を有していない場合には、免許は付与されない。

認可企業が存続する吸収合併の場合には、存続企業は内国経済省に対して、商法第96条（※現在は民法第2502条）に定められた公示の日から2カ月以内に、本条第2項および第3項の条件が充足されていること、

ならびに合併によって企業が引き受ける契約に関し、暫定措置令および本規則に定められた担保が存在していることを証明しなければならない。

第129条 暫定措置令に定められた準備金および担保の決定のために、営業所またはイタリアの代理人において、正式に登録され、経営され、記載されていない保険契約について、被保険者は受領証付の書留郵便により、または個人で領収証を取り返すことにより、いつにても契約を無効にする権限を有する。被保険者は保険企業に対して、支払済の保険料の返還を要求することができる。

第130条 保険企業、再保険企業、カピタリゼーション企業および貯蓄企業は、各事業とは関係のない事業を営むことが禁止される。

第131条 以下は廃止される。1912年8月5日勅令第939号で承認された規則、1913年4月27日勅令第408号、生命保険企業の財産状況の検査および清算に関する1918年12月18日省令で承認された法規、1915年7月29日副王令第1167号および1920年1月29日暫定措置令第115号の施行に関する1922年1月31日省令により承認された法規、1921年11月24日暫定措置令第1737号の施行に関する1922年1月22日勅令および同年6月11日勅令、ならびに本規則に反するその他の法令および規則。

(1997年11月30日脱稿)